

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 6 年 6 月 20 日

島根県知事 殿



提出者

住 所 島根県出雲市斐川町沖洲 922番地

氏 名 ヒカワ工業株式会社

代表取締役 福 田 美 樹

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0853-72-6119

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	ヒカワ工業株式会社
事業場の所在地	出雲市斐川町沖洲922番地
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	総合工事業
②事業の規模	13億
③従業員数	52人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	発生 — 収集運搬 (事業場・委託) — 中間処理 (委託) — 最終処分 (再生含) (委託)

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

○責任者及び管理組織表

統括責任者 本社 代表取締役 福田美樹

廃棄物処理方針の策定等

廃棄物処理許可講習会の受講

責任者 本社 工務部長 菖蒲 修

廃棄物の分別・保管状況の把握、処理計画
作成、委託業者選定、委託契約締結

事務担当 本社 総務部 持田柚希

委託契約書・マニフェストの管理等

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】※その他の種類については、別紙参照			
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	混合廃棄物
	排 出 量	4,387.14 t	58.82 t	36.02t
	(これまでに実施した取組)			
	・ 木製型枠、工事看板、杭、野地板の再利用回数を増やす。			
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	混合廃棄物
	排 出 量	4,000.00 t	50.00 t	30.00 t
	(今後実施する予定の取組)			
	・ 木製型枠、工事看板、杭、野地板の再利用を実行する。 ・ 混合廃棄物は分別をし、リサイクル化を行い減量化に努める。			

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 分別解体を実施し、資材の再利用に努める。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 上記内容を継続実施予定。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	—	—
	(これまでに実施した取組) ・実施例なし。		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	—	—
	(今後実施する予定の取組) ・実施予定なし。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	—	—
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	—	—
	(これまでに実施した取組) ・実施例なし。		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	—	—
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	—	—
	(今後実施する予定の取組) ・実施予定なし。		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	—	—
	（これまでに実施した取組） ・実施例なし。		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	—	—
	（今後実施する予定の取組） ・実施予定なし。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】 ※その他の種類については、別紙参照			
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	混合廃棄物
	全処理委託量	4,387.14 t	58.82 t	36.02 t
	優良認定処理業者への処理委託量	7.00 t	3.00 t	36.02 t
	再生利用業者への処理委託量	4,380.14 t	55.82 t	—
	認定熱回収業者への処理委託量	—	—	—
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	—	—	—
	（これまでに実施した取組） ・委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定し書面による契約を実施。			

②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	混合廃棄物
	全処理委託量	4,000 t	50 t	30 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	—	—	30 t
	再生利用業者への 処理委託量	4,000t	50 t	
	認定熱回収業者への 処理委託量	—	—	—
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	—	—	—
	(今後実施する予定の取組) ・再生利用が可能である廃棄物は再生利用業者へ処理委託する。			
※事務処理欄				

单位; t

[illegible]